

平成27年度学校監査指摘事項及び措置状況

教育委員会

指摘事項	措置状況
<p>(1) 服務・給与関係の手續</p> <p>ア 教職員が週休日に内国旅行を命じられた際の当該教職員に対する週休日の振替命令を行っていないものがあった。 (原町小学校、第一中学校)</p> <p>イ 教職員(校長及び副校長を除く。)の出張復命書の命令権者欄には副校長の押印が必要であるが、校長が押印しているものがあった。(田道小学校、原町小学校、第七中学校、第九中学校)</p> <p>ウ 超過勤務時間の算定を誤り、超過勤務手当を少なく支給していたものがあった。 (第九中学校)</p> <p>エ 旅費の計算について、運賃、定期券調整、回数券調整等に誤りがあり、旅費の支給額に過不足が生じていたものがあった。(田道小学校、駒場小学校、原町小学校、上目黒小学校、中根小学校、第一中学校、第七中学校、第九中学校)</p> <p>オ 週休日を振り替えて勤務日となった日の正規の勤務時間内に部活動の引率指導業務を行った教員に対して、教員特殊業務手当を支給しているものがあった。(第一中学校)</p> <p style="text-align: center;">区費非常勤職員【教育政策課】 都職員【教職員・教育活動課】</p>	<p>(1) ア～オ</p> <p>諸手当や旅費の誤支給については、事実確認をした上で追給、返納処理を行った。</p> <p>教職員の週休日の振替え及び旅費支給事務等の具体的な知識の習得はもとより、単純なミスをなくすよう事務処理の適正化に向けて機会あるごとに各学校への指導を行うとともに、学校からの問い合わせや相談があった際には正確な判断や指示ができるよう、区教育委員会としても改めて勤務時間等の手引きや旅費の手引き、校務事務手引き(区教育委員会作成)等を活用しながら、確認するなど、基本的事項の習得及び知識のレベルアップを図っていく。</p> <p>区費非常勤職員の旅費の計算に当たっては、漏れ、誤りがないよう関与者、命令権者等、事務処理者の複数の目でのチェック体制をとるよう周知徹底を図っていく。</p>
<p>(2) 契約事務</p> <p>ア 物品等の購入に際して、同一業者や同種の別業者と、同日や連日又は短期間に、見積書徴取を1者とする1件当たりの金額5万円未満の契約を繰り返し行っているものがあった。(田道小学校、原町小学校、上目黒小学校、第一中学校、第九中学校)</p> <p>イ 見積書徴取を1者とする理由について、</p>	<p>(2) ア～オ</p> <p>物品の注文については、校内の取りまとめ時期を定め、短期間に同一業者への見積もり依頼が集中しないよう改めて教職員に周知を徹底する。</p> <p>また、契約確認票の入力方法については、入力間違いによる単純なミスが原因のほか、工事契約や委託契約において緊急対応の理解が統一でなかったこともあり、事務職員会において改めて契約課の通知に基づいて処理をするよう指導した。</p>

<p>10万円未満の委託等契約における契約確認票の「予定価格が10万円未満で緊急対応が必要であるため」、又は30万円未満の工事契約における契約確認票の「予定価格が30万円未満で、緊急対応が必要な工事であるため」を選択しているものの中で、この項目が示す緊急対応には該当しないものがあつた。また、見積書徴取を1者とする理由が別にあるものがあり、その場合は別項目を選択して理由を記載する必要があつたが、記載されていなかった。(五本木小学校、田道小学校、駒場小学校、原町小学校、上目黒小学校、東山小学校、第一中学校、第七中学校、第九中学校、第十一中学校)</p> <p>ウ 契約確認票の種別において、委託等用を使用すべきところ、物品購入用を使用しているものがあつた。(駒場小学校、上目黒小学校、東山小学校、第一中学校、第七中学校、第九中学校)</p> <p>エ 契約書の作成に当たり、暴力団等排除に関する特約条項、談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項を付していないものがあつた。(五本木小学校、原町小学校、第七中学校)</p> <p>オ 仕様書が必要な契約であるが、仕様書を作成していないものがあつた。(駒場小学校、上目黒小学校、第一中学校)</p> <p style="text-align: center;">【教育政策課】</p>	
<p>(3) 現金の出納管理</p> <p>部活動に伴う大会等参加に係る生徒旅費について、当該旅費は、毎月の実績に応じて教育委員会事務局に請求し、翌月末に学校長口座へ振り込まれていたが、保護者への支払をその都度行わず、年1回にまとめていたもの、年3回に分けていたもの又は翌年度の12月に行っていたものがあつた。また、保護者に当該旅費を支払った際に受け取った領収書を顧問教諭が手元に保管したままになっているものがあつ</p>	<p>(3)</p> <p>大会等参加に係る生徒旅費の支払いについては、生徒旅費振込時に送付する学校あての振込通知や年度当初に配布する事務処理マニュアルに、遅滞なく関係者に支払うことを明記し、注意喚起を行っているが、今後はこれらに加えて定期的に注意文書等を学校へ送付し、適正な現金の出納管理について指導していく。</p>

<p>た。(第九中学校、十一中学校)</p> <p style="text-align: center;">【教育指導課】</p>	
<p>(4) 理科準備室内の毒物劇物管理</p> <p>ア 毒物劇物の管理について、自己点検表を用いた点検を行っていないものがあった。(田道小学校、原町小学校、上目黒小学校、第一中学校)</p> <p>イ 保管庫内の残量と毒物劇物管理簿の記載とが一致していないものがあった。(原町小学校、第一中学校、第十一中学校)</p> <p>ウ 毒物劇物管理簿に、管理担当者と管理責任者の押印又はサインがないものがあった。また、教育委員会事務局が通知している様式とは異なる様式を使用し、管理担当者と管理責任者の押印欄のないものがあった。(田道小学校、原町小学校、第一中学校、第七中学校)</p> <p>エ 在庫量の記録において、年と月のみを記載し、日にちを記載していなかった。(上目黒小学校)</p> <p>オ 毒物劇物危害防止規定において、管理責任者名、管理担当者名、貯蔵設備、定期点検の実施回数の記載がないものがあった。(田道小学校、上目黒小学校、第一中学校、第九中学校)</p> <p style="text-align: center;">【教育指導課】</p>	<p>(4) ア～オ</p> <p>平成28年2月の合同校(園)長会、合同副(園)校長会の場で、指摘を受けていることを改めて伝え、それぞれの指摘事項について再度確認して、至急是正し適正な管理を行うよう指導した。</p> <p>なお、労働基準法及び労働安全衛生法等に基づき、特別区人事委員会が労働基準監督機関としての職権の下に、教職員・教育活動課教職員係及び人事課が所管する「薬品管理簿の作成」と、毒物及び劇物取締法に基づき、保健衛生上の危害等を未然に防止することを目的として、教育指導課から通知・指導している本件に係る「毒物劇物管理簿の作成」の両者を混同してしまい、事務処理が混乱したと思われる事例があった。両者は対象や処理方法に異なる部分もあるが、重複する部分も多い。今年度中に両者の関係を教育委員会事務局内で整理し、学校において事務処理の負担や混乱の生じることがなく適切に処理していけるようにする。</p>